

西インター大通り区域沿道景観形成基準

<p>■景観形成基本方針 沿道としての調和と統一感に配慮しながら、来訪者へのもてなしを演出し、金沢の顔となる風格ある沿道景観を創出する。</p>				
区 間 別 方 針	I 区間 (野町広小路交差点 ～白菊町交差点)	II 区間 (白菊町交差点 ～増泉交差点)	III 区間 (増泉交差点 ～伏見大橋)	IV 区間 (伏見大橋 ～松島北交差点)
	<p>・金沢の歴史と文化を背景とした、温かみや親しみを感じさせる景観づくり</p>		<p>・沿道景観の連続性や四季の移ろいを感じさせる魅力的な景観づくり</p>	<p>・中心市街地の歴史性との対比を演出する近代的で風格ある景観づくり</p>
沿 道 景 観 形 成 基 準	<p>共 通 基 準</p> <p>■誰もが安心して利用できる道路構造とし、適正な維持管理を行う。</p> <p>■歩道舗装は、道路付属物や道路占用物との意匠及び色彩のバランスを考慮し、各区間の個性ある景観演出に努める。</p> <p>■歩行者や運転者が潤いと安らぎを感じられ、また、沿道全体で調和と統一感が感じられるよう、街路樹の連続的な配置に努める。</p> <p>■道路付属物（街路灯、防護柵、道路標識の支柱・裏面等）の色彩は、茶系の落ち着いた色調となるよう努める。</p> <p>■道路付属物の集約化や意匠の統一を図るなど、すっきりとした沿道景観の創出に努める。</p> <p>■主要な交差点においては、街並みの節目（目標、距離感、方向性）となる魅力ある空間として、路面舗装の工夫、高木緑化等により個性ある景観演出に努める。</p>			
	<p>共 通 基 準</p> <p>■屋上広告については、すっきりとした心地よい沿道景観の創出を図るため禁止とする。</p> <p>■独立広告を設置する場合は、1住所（1敷地）に1基とする。ただし、必要最小限の駐車場誘導広告等は除く。</p> <p>■独立広告の高さの上端は6m以下とし、1基で1面あたりの面積の合計は5㎡（両面で10㎡）以下、1住所（1敷地）内の合計（必要最小限の駐車場誘導広告等を含む）は15㎡以下とする。</p> <p>■自家広告以外の広告については、誘導を目的とするものに限る。1住所（1敷地）に1基までとし、高さは4m以下とする。</p> <p>■蛍光塗料、赤・黄色等原色のみでの面的使用、点滅照明、可変表示広告（電光表示板や大型LED等）は禁止とする。</p> <p>※ 敷地面積が1000㎡以上の商業業務施設※2は、沿道景観形成上支障がない範囲内において金沢市屋外広告物条例の基準まで緩和することができる。</p>			

建 築 物 等	<p>共 通 基 準</p> <p>■高さについては、周辺の住環境等への影響を考慮し、沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。</p> <p>■外壁の色彩については、グレー、低彩度の茶等の落ち着いた色調を基本とする。 ※沿道に面する商業業務施設は周辺景観との調和に特に配慮すること。</p> <p>■主要な交差点に面する建築物等は、沿道景観に変化に与え、まちかどの特徴を表出するため、壁面の意匠等の工夫に努める。</p> <p>■敷地境界付近については、周辺からの見え方への配慮および災害時の安全性を確保するため、コンクリートブロック塀等の使用は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。</p>																						
	<p>区 間 基 準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>I 区間</th> <th>II 区間</th> <th>III 区間</th> <th>IV 区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">壁 面 等 ※3 の 位 置</td> <td colspan="4"> <p>・沿道部の緑化空間や広がりある沿道景観を確保するため、以下の基準によることとする。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、1m以上確保するよう努める。</p> </td> <td> <p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、原則として1m以上確保する。</p> </td> <td> <p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>形 態 ・ 意 匠</td> <td colspan="2"> <p>・上部の形態を整えるなど、すっきりとしたものとなるよう努める。</p> <p>・歴史的な街並みに隣接する沿道においては、勾配屋根や伝統的意匠の採用などに努め、周辺からの見え方に配慮する。</p> </td> <td colspan="2"> <p>・上部の形態を整えるなど、すっきりとしたものとなるよう努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>					I 区間	II 区間	III 区間	IV 区間	壁 面 等 ※3 の 位 置	<p>・沿道部の緑化空間や広がりある沿道景観を確保するため、以下の基準によることとする。</p>				<p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、1m以上確保するよう努める。</p>	<p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、原則として1m以上確保する。</p>	<p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p>		形 態 ・ 意 匠	<p>・上部の形態を整えるなど、すっきりとしたものとなるよう努める。</p> <p>・歴史的な街並みに隣接する沿道においては、勾配屋根や伝統的意匠の採用などに努め、周辺からの見え方に配慮する。</p>		<p>・上部の形態を整えるなど、すっきりとしたものとなるよう努める。</p>	
		I 区間	II 区間	III 区間	IV 区間																		
壁 面 等 ※3 の 位 置	<p>・沿道部の緑化空間や広がりある沿道景観を確保するため、以下の基準によることとする。</p>																						
	<p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、1m以上確保するよう努める。</p>	<p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、原則として1m以上確保する。</p>	<p>・壁面等から（都）専光寺・野田線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p>																				
形 態 ・ 意 匠	<p>・上部の形態を整えるなど、すっきりとしたものとなるよう努める。</p> <p>・歴史的な街並みに隣接する沿道においては、勾配屋根や伝統的意匠の採用などに努め、周辺からの見え方に配慮する。</p>		<p>・上部の形態を整えるなど、すっきりとしたものとなるよう努める。</p>																				

土地の形質	共通基準			
	<ul style="list-style-type: none"> ■土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。 ■駐車場を整備する場合は、周辺からの見え方に配慮して、道路境界付近の花木、中高木の植栽や周囲の生垣緑化、路面緑化等の修景に努める。 			
	共通基準			
	<ul style="list-style-type: none"> ■沿道景観に潤いを与え、金沢への来訪者や施設利用者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の緑化に努める。公共公益施設や商業業務施設については、特に配慮すること。 ■独立広告等の工作物の足元の緑化や建築物の屋上緑化・壁面緑化等を検討し、周辺の街路樹と一体となった緑化空間の創出に努める。 ■敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合、その保全・活用に努める。 ■街路樹や公園内樹木の落ち葉清掃等の維持管理活動に協力する。 			
緑化	区間基準			
	I 区間	II 区間	III 区間	IV 区間
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 敷地に 1 本以上の中高木の植栽に努める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路樹の足元の積極的な緑化に努める。 			
その他	共通基準			
	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外に設置する設備機器は、道路から直接見えにくい場所に設置する。やむを得ず道路に面する側に設置する場合には、ルーバー等の目隠し修景により周辺からの見え方に配慮する。 ■物件のたい積を行う場合は、周辺の景観を阻害しないよう、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 ■道路占用物の形態、意匠及び色彩は、華美でなく洗練されたものとなるよう努める。 ■雑草の除去等適切な維持管理によって、周辺の景観を阻害しないよう努める。 			

※1 (都) 専光寺・野田線に関する基準

※2 次に掲げる施設をいう。

ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場

エ その他アからウまでに掲げる施設に類するもの

※3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面をいう。